

●札幌市生活就労支援センター「ステップ」の開設について

平成 27 年 4 月 1 日に「札幌市生活就労支援センター」(愛称:ステップ)を開設します。

これは、平成 25 年 12 月に成立した生活困窮者自立支援法に基づいて、今まで支援の対象となりにくかった生活困窮者を対象に、経済的な自立に向けた就労支援等一人一人の状況に合わせた支援を行うほか、自ら声を上げることが難しい生活困窮者の早期把握や、複合的な課題を抱える生活困窮者に対して関係機関が連携して支援を行うものです。

「ステップ」では、地域組織等とのネットワークを構築し、生活困窮者の早期把握・支援を進め、生活保護に至る前段階での自立支援を進めていきます。

1 名称

(1) 正式名称：札幌市生活就労支援センター

(2) 愛称：ステップ

※ step forward (一歩一歩前へ進もう) の意味を込めている。

2 開設日・所在地・相談受付時間・電話番号

(1) 開設日：4 月 1 日 (水)

(2) 所在地：中央区大通西 6 丁目大通公園ビル 8 階

(3) 相談受付時間：9：00～17：00 (土日祝日、年末年始を除く)

(4) 電話番号：011-221-1766

3 目的・概要

今まで支援の対象となりにくかった生活困窮者を対象に、経済的な自立に向けた就労支援等一人一人の状況に合わせた支援を行う。

また、自ら声を上げることが難しい生活困窮者の早期把握や、複合的な課題を抱える生活困窮者に対して関係機関が連携して支援を行うため、ステップから地域組織等[※]への働き掛けを行い、ネットワークづくりを進めていく。

なお、「ステップ」は平成 26 年 1 月から厚別区と豊平区で実施している札幌市生活困窮者自立促進支援モデル事業を移行したもの。支援センターを 1 カ所にしたことにより、情報共有による支援ノウハウの蓄積が進むほか、複数の支援員によるチーム支援や、各種会議への参加や訪問支援など柔軟な運営が可能となった。

※ 民生委員・児童委員、自立支援協議会、地域包括支援センターおよび NPO 法人等、生活困窮者支援に関わる各種団体等。

4 対象者

市内在住の、失業などで生活に困っている方や、心身の不調や借金、人間関係などで困っている方 (生活保護受給者を除く)。

【相談例】

○就労活動が続けているが、なかなか就労できず、今後の生活に不安を感じている。

○人と話すのが苦手で、仕事が長続きしない。

○病気を抱えているので、自分の体調を理解してもらえる職場で働きたい。

○借金の返済に追われていて、今の仕事では生活が苦しい。

など

5 業務の概要

(1) 自立相談支援事業

相談支援員が生活困窮者からの相談に応じ、対象者の課題を整理するとともに、対象者の状況に合った支援計画を作成し、継続的に支援する。

また、就労支援員が、対象者の状況に応じて、生活リズムの回復、コミュニケーション能力の習得、応募書類や面接についてのアドバイス、職業紹介、求人開拓などの段階的な就労支援を行う。

(2) 住居確保給付金

離職などにより住まいを失った、または失う恐れが高い生活困窮者へ、一定期間家賃相当額（上限あり）を支給するとともに、ステップの相談支援員と就労支援員が就労に向けた支援を行う。住居確保給付金の受給には、収入、資産、就労活動などの要件がある。

6 運営体制

(1) 受託者：キャリアバンク株式会社

(2) 支援員の配置

職種（人数）	主な役割
主任相談支援員 （1人）	・相談業務全般のマネジメント、他の支援員の指導・育成 ・困難事例の対応など高度相談支援 ・関係機関との連携の推進、社会参加の場などの開拓
相談支援員 （15人）	・生活困窮者への相談支援 ・対象者の課題の分析とニーズの把握、支援計画の作成 ・関係機関との連絡調整、訪問支援、相談記録の管理
就労支援員 （5人）	・生活困窮者への就労支援 ・あいワークやハローワークとの連携、同行支援 ・基礎能力形成、職業紹介、求人開拓、就職後のフォローアップ

7 報道機関向け内覧会

報道機関向けにステップの内覧会を実施します。

(1) 日時：3月27日（金）10：30～11：30

問い合わせ先

保健福祉局総務部保護指導課（制度担当） 阿部

電話：211-2992